

## 令和2年国勢調査 匿名データの作成方針（案）

## 1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

## 2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた国勢調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

調査年次	世帯の種類	調査本体の標本の大きさ	サンプリング率	匿名データの標本の大きさ
令和2年	一般世帯	約5,570万世帯	1%	約56万世帯
	施設等の世帯	約300万人		約3万人

## 3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

## 4 その他

社会経済情勢の変化や他調査の作成方法等を勘案し、前回までの個体識別リスクへの対応方法を変更したため、一部の調査項目の匿名化の処理を見直した。

なお、匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。